

玉東町就学援助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 公立の小学校又は中学校に就学している者
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)又は現に当該児童生徒の監護及び教育をしていると認められる者
- (3) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (4) 準要保護者 生活状態が要保護者に準ずる程度に困窮していると玉東町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた者

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する保護者であって、要保護者又は準要保護者であるものとする。ただし、区域外就学者については、この限りでない。

(対象費用)

第4条 就学援助は、次に掲げる費用について行うものとする。

- (1) 学用品費等(学用品費、通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないものに限る。))
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 修学旅行費
- (4) 通学に要する交通費
- (5) 医療費(学校保健法(昭和33年法律第56号)第17条に定める疾病に係るものに限る。)
- (6) 学校給食費
- (7) 校外活動費(宿泊を伴うものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているものに対しては、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる費用に係る就学援助は行わない。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、児童生徒が在学する小学校又は中学校の校長(以下「校長」という。)を通じて教育委員会に申請しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(前年度又は当該年度に保護の停止又は廃止を受けた者を含む。)については、この限りでない。

(決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、審査の上、就学援助の認定の可否を決定し、校長を通じて申請者に通知するものとする。

(支給額及び支給方法)

第7条 就学援助の支給額は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

- 2 就学援助の支給は、口座振込の方法により行うものとする。ただし、前条の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)が現金による受領を希望し、請求、受領及び過誤納金の返納に関する一切の権限を校長に委任したときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給の目的を達成するために必要があるときは、就学援助の支給を現物給付によって行うことができる。

(変更の届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 生活保護法に規定による保護の開始又は廃止の決定を受けたとき。
- (2) 住所又は氏名の変更があったとき。

(認定の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による認定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、受給者が就学援助の支給を既に受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 受給者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者が虚偽の申請その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が認定を適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、校長を通じて受給者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月4日から施行する。